

# (3) 学則

## 聖和短期大学学則 (2019年度入学者適用)

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 本短期大学は、学校教育法及び教育基本法の規定するところから従い、実質的な専門知識と豊かな教養を授けるとともに深く専門の学芸を教授研究し、キリスト教主義に基づいて人格を陶冶することを目的とする。

第2条 本短期大学に設置する学科の人材養成に関する目的その他教育研究上の目的は次のとおりとする。保育科は、キリスト教主義に基づく豊かな人間性、保育に関する専門的知識と実践力を備え、子どもたちの最善の利益に貢献できる保育者を養成することを目的とする。

#### (自己点検及び評価)

第2条 本短期大学は、その教育研究水準の向上を図り、本短期大学の目的及び社会的使命を達成するため、本短期大学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うことに努める。その詳細については、別にこれを定める。

#### (設置学科及び学生定員)

第3条 本短期大学において設置する学科及びその学生定員は次のとおりとする。

入学定員 取寄定員

保育科 150名 300名

#### (図書館及び附属施設)

第4条 本短期大学に図書館、キリスト教教育・保育研究センター及びその他の附属施設を置く。各施設に関する細則は別に定める。

#### (関連施設)

第5条 本短期大学学生の実習及び研究のために関西学院幼稚園及び社会福祉法人聖和福祉社会聖和乳幼児保育センター及びその他の関連施設を使用することができる。

#### (修業年限)

第6条 本短期大学の修業年限は2年とする。ただし、4年をこえて在学することはできない。

#### (卒業)

第7条 本短期大学に2年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者に卒業の資格をあたえ、卒業証書を授与する。

#### (単位授与と成績)

第8条 本学則に定める授業科目を履修した学生に対しては、試験の上、単位を与えるものとする。ただし、第17条第2項の授業科目については、本短期大学の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

第2項 成績は試験及び平常評価との総合による。成績評価は、S (90点以上)・A<sup>+</sup> (85点以上)・A (80点以上)・B<sup>+</sup> (75点以上)・B (70点以上)・C<sup>+</sup> (65点以上)・C (60点以上)・F (60点未満)とし、S・A<sup>+</sup>・A・B<sup>+</sup>・B・C<sup>+</sup>及びCを合格とする。

第3項 前項の成績評価に対してグレートポイントを与える。S (90点以上)は4.0、A<sup>+</sup> (85点以上)は3.5、A (80点以上)は3.0、B<sup>+</sup> (75点以上)は2.5、B (70点以上)は2.0、C<sup>+</sup> (65点以上)は1.5、C (60点以上)は1.0、及びF (60点未満)は0とする。

第4項 第2項、第3項に関する細則は別にこれを定める。

#### (試験)

第9条 試験は学期末定期試験及び追試験とする。

第1項 定期試験は各学期末に行う。

第2項 試験の方法は、筆記試験・論文試験・口述試験・実技試験その他の方法によるものとし、その方法につ

いては、各授業科目の担当者がこれを定める。

第3項 追試験は、病気その他止むを得ない理由によって、定期試験を受けることができなかつた者が、所定の期日までに願ひ出て、教授会の承認を得た場合のみ行うことができる。

第4項 試験に関する細則は別に定める。

#### (学位)

第10条 本短期大学を卒業した者は、次の学位が授与される。

短期大学士 (保育学)

## 第2章 職員組織

### (職員組織)

第11条 本短期大学に学長を置く。学長は本短期大学を統轄する。学長は本短期大学の校務をつかさどり、本短期大学の教育研究に関わる事項について、教授会等の議決その他を参酌しつつ最終決定する。

第12条 本短期大学に教授・准教授・助教・講師及びその他の職員を置く。教職員に関する規程は別にこれを定める。

### (教授会)

第13条 本短期大学に教授会を置く。教授会は学長・教授・准教授・助教及び専任講師をもって組織する。教授会は学長が必要と認めたととき、又は教授会構成員の3分の1以上の要求があつたとき、学長がこれを召集し、その議長となる。

### (教授会の決議事項)

第14条 教授会は教育研究に関する次の事項を議決する。

1 教授・准教授・助教・講師及び教務補佐の人事に関する事項

2 名誉教授に関する事項

3 学位の授与に関する事項

4 教育及び研究に関する事項

5 教育課程に関する事項

6 学則及び諸規程の制定・改廃に関する事項

7 学生の入学及び卒業に関する事項

8 学生の賞罰に関する事項

9 科目等履修生、聴講生及び委託生に関する事項

10 学生の試験に関する事項

11 その他本短期大学に関する重要な事項で出席構成員の過半数が必要と認めらるる事項

2 教授会は教育研究に関する次の事項を審議する。

1 予算案

2 予算の配分

3 その他短期大学長が諮問する事項

3 教授会に関するその他の規程は別にこれを定める。

## 第3章 教育課程

### (授業科目)

第15条 本短期大学の授業科目は一般教育科目及び専門教育科目に分け、これを2年に配分して教授する。その授業科目及び単位数は、別表のとおりとする。

履修に関する細則は別に定める。

### (卒業単位)

第16条 本短期大学を卒業するためには、次に定めるところにより、62単位以上を修得しなければならない。

- 法施行規則によって定める所要の単位を修得しなければならない。
- 前項の規定に関する細則は別に定める。  
(児童厚生員)
  - 第24条 保育科において児童厚生二級指導員の資格を得ようとする者は、本学則第16条に規定するものその他、一般財団法人児童健全育成推進財団によって定められた授業科目及び単位数を修得しなければならない。  
(認定ベビーマスター)
  - 第25条 保育科において認定ベビーマスターの資格を得ようとする者は、本学則第16条に規定するものその他、公益社団法人全国保育サービス協会によって定められた授業科目及び単位数を修得しなければならない。

#### 第4章 入学・転学・休学・復学・退学・再入学及び除籍

- (入学資格)
- 第26条 本短期大学に入学できる者は、次の資格を有する女子で入学試験に合格した者とする。
    - 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
    - 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
    - 通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者
    - 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
    - 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
    - 文部科学大臣の指定した者
    - 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者
    - その他相当の年齢に達し、本学において高等学校卒業と同等以上の学力があると認められた者  
(入学時期)

- 第27条 本短期大学の入学時期は毎年4月とする。
- 第28条 本短期大学に入学を志願する者は、入学願書、出身高等学校長作成の調査書、その他短期大学の必要とする書類に、入学検定料を添えて提出しなければならない。ただし、事情により出身高等学校長作成の調査書を提出できない場合は、本短期大学が認めるその他の書類に替えることが出来る。
- 入学検定料は、納入後、いかなる理由があっても、返還しない。  
(入学試験)

- 第29条 前条の入学志願者については、入学試験による選考を行う。  
(入学許可)
- 第30条 入学を許可された者は、誓約書、保証書、その他短期大学の必要とする書類に、入学金、授業料、その他の学費を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。
- 保証書の保証人は、父母とし、学生の在学中に関する一切の事項について保証しなければならない。ただし、父母が保証人となるのできない場合は、親族又は縁故者とする。
- 保証人が死亡、又はその他の他の理由によって資格を失ったときには、新たに保証人を定めて届け出なければならない。  
(休学)

- 第31条 病気、家庭の事情及びその他の理由により休学しようとする者は、所定の休学期間又は秋学期の各授業開始後1カ月以内に短期大学長に提出して許可を得なければならない。
- 休学期間の時期は、春学期又は秋学期の各開始日とする。
- 休学の期間は、1年間又は1学期間とする。
- 許可された休学期間の経過後も継続して休学しようとする者は、原則としてその休学期間満了前であら

- 一般教育科目 12単位以上
  - 専門教育科目 50単位以上  
(単位数計算)
- 第17条 各授業科目の単位数を定めるにあたっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算する。

- 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、15時間を超えて30時間までの範囲の授業をもって1単位とする。
- 実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30時間を超えて45時間までの範囲の授業をもって1単位とする。
- 前項の規定にかかわらず、卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定める。  
(履修登録)

- 第18条 学生は履修しようとする授業科目を所定の期日までに届け出なければならない。  
(他の短期大学又は大学の授業科目の履修)
- 第19条 本短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が本短期大学の定めるところにより他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を超えない範囲で本短期大学における授業科目の履修により修得したものと同等にみなすことができる。

- 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。  
(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)
- 第20条 本短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本短期大学における授業科目の履修とみなし、本短期大学の定めるところにより単位を与えることができる。

- 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。  
(入学前の既修得単位数等の認定)
- 第21条 本短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が本短期大学に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本短期大学に入学した後の本短期大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 本短期大学は、教育上有益と認めるときは、学生が本短期大学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本短期大学における授業科目の履修とみなし、本短期大学の定めるところにより単位を与えることができる。
- 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、本短期大学において修得した単位数以外のものについては、第19条第1項及び前条第1項により本短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。この場合において、第19条第2項により本短期大学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45単位を超えないものとする。  
(教育職員免許状)

- 第22条 教員の免許状授与の所要資格を得ようとする者は、本学則第16条に規定するものその他、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。
- 前項の規定に関する細則は別に定める。
- 本短期大学において取得できる教育職員免許状の種類は次のとおりとする。  
保育科 幼稚園教諭二種免許状  
(保育士)

- 第23条 保育科において保育士の所要資格を得ようとする者は、本学則第16条に規定するものその他、児童福祉

## 第6章 学費

(学費等)

- 第38条 学費は、入学金、授業料、実習費、教育充実費その他をいう。
  - 2 学費は、納入後、いかなる理由があっても返還しない。
  - 3 前項の規定にかかわらず、入学金を除く学費について、所定の手続を行った場合は、返還に応じるものとする。
- なお、返還申請締切日は次のとおりとする。
- 1 当該入学年3月31日
  - 4 学費の納付に関する規程は、別にこれを定める。

## 第7章 科目等履修生、聴講生及び委託生

(科目等履修生)

- 第39条 本短期大学の学生以外で、授業科目の履修を希望するときは、本短期大学の教育に支障のない場合限り、選考の上、科目等履修生としてこれを許可することができる。
- 2 科目等履修生には、第6条、第7条、第10条、第16条、第19条から第22条まで、及び第24条から第34条までの規定を除き、本学則の規定を準用する。
- 3 科目等履修生に関する細則は別に定める。

(聴講生)

- 第40条 本短期大学の学生以外で、授業科目の聴講を希望するときは、本短期大学の教育に支障のない場合限り、選考の上、聴講生としてこれを許可することができる。
- 2 聴講生には、第6条、第7条、第10条、第16条、第19条から第34条までの規定を除き、本学則の規定を準用する。
- 3 聴講生に関する細則は別に定める。

(委託生)

- 第41条 他の短期大学、大学又はその他の機関等から、授業科目の受講を希望する者を委託されたときは、本短期大学の教育に支障のない場合限り、選考の上、委託生としてこれを許可することがある。
  - 2 委託生には、第6条から第8条第1項、第10条、第16条、第17条第2項、第19条から第34条までの規定を除き、本学則の規定を準用する。
  - 3 委託生に関する細則は別に定める。
- (他の短期大学又は大学の学生の受入れ)
- 第42条 他の短期大学又は大学との協議に基づき、当該他の短期大学又は大学に在学する学生が、授業科目の履修を希望するときは、本短期大学の教育に支障のない場合限り、これを許可することがある。
  - 2 前項の規定は、外国の短期大学又は大学に在学する学生が本短期大学に留学する場合に準用する。
  - 3 第1項又は前項の規定により履修を許可した者には、第6条、第7条、第10条、第16条、第19条から第34条までの規定を除き、本学則の規定を準用する。
  - 4 第1項又は第2項の規定により履修を許可した者に関する細則は別に定める。

## 第8章 賞罰

(表彰)

- 第43条 品行方正、学術優秀、志操堅固で他の学生の模範となる者は、これを表彰する。  
(罰則)
- 第44条 学生にして本短期大学の教育の趣旨にそむき、又は学生の本分に反する行為をした者は、教授会の議を経てこれを懲戒する。懲戒は、退学、停学及び警告とする。
- 第45条 次の各項の一に該当する者は退学とする。

めて休学願を提出しなければならぬ。

- 5 休学し得る期間は、通年2カ年以内とする。
- 6 休学期間は、在学年数に算入しない。  
(退学)

第31条 本短期大学を退学しようとする者は所定の退学願を短期大学長に提出して許可を得なければならぬ。

2 退学の日は、学費既納者については退学が認められた日とし、学費未納者については学費納入済みの学年又は学期の末日とする。

(除籍)

第32条 次の各号の一に該当する者は除籍する。

- 1 休学期間が通算2カ年を経過してなお復学又は退学しない者
- 2 第6条に定める在学年限をこえてなお退学しない者
- 3 学費納付規程第6条に該当する者  
(復学)

第33条 休学した者が、復学しようとする場合は、原則として休学期間満了前に所定の復学願を短期大学長に提出し、許可を得なければならぬ。

2 復学の時期は、春学期又は秋学期の各開始日とする。

(再入学)

第34条 退学者又は除籍者が、再入学しようとする場合は、再入学をしようとする学期の開始日から1カ月前までは、再入学願を提出しなければならぬ。

- 2 退学者又は除籍者が再入学を願いだしたときは、教授会の議を経て許可することがある。ただし再入学は退学又は除籍の日から3カ年以内で願いだしたものとする。
- 3 第32条第2号による除籍者は再入学することができない。
- 4 再入学に関する規程は、別にこれを定める。

## 第5章 学年・学期・休日及び授業期間

(学年及び学期)

第35条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。学年を分けて次の2学期とする。

春学期 4月1日から9月19日まで

秋学期 9月20日から翌年3月31日まで

ただし、短期大学長は学期の授業日数の多寡を勘案して、春学期の終了日及び秋学期の開始日を変更することができ。

(休業日)

第36条 本短期大学の休業日を次のとおりとする。

- 1 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- 2 日曜日
- 3 本学院創立記念日(9月28日)
- 4 夏季休業日(8月11日から9月18日まで)
- 5 冬季休業日(12月24日から翌年1月7日まで)
- 6 春季休業日(3月20日から3月31日まで)

短期大学長は教授会の議を経て前各号の休業日を変更し、また臨時に休業の日を定めることができる。

(授業期間)

第37条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等を含め35週にわたるものとする。

別表

保育科授業科目	単位数		備考
	必修	選択	
キリスト教	2		
文学		2	
芸術		1	
日本国憲法		2	
子どもと人権		2	
情報処理論		2	
英 英語 I		2	
英 英語 II		2	
英 英語 III		2	
英 英語 IV		2	
英語コミュニケーション I		2	
英語コミュニケーション II		2	
英語コミュニケーション III		2	
英語コミュニケーション IV		2	
スポーツと健康教育 I		1	
スポーツと健康教育 II		2	
教育の本質と思想		2	
教師論		2	
教育と社会		2	
学校安全		2	
キリスト教保育 I	2		
キリスト教保育 II		2	
発達心理学		2	
教育心理学		2	
子ども家庭支援の心理学		2	
子ども理解と教育相談		2	
教育方法基礎論		2	
特別支援教育		2	
社会的養護 II		1	
保育原理 I - A		2	
保育原理 I - B		2	
子ども家庭支援論		2	
音楽 I		1	
音楽 II		1	
子どもと健康		2	
子どもと人間関係		2	
子どもと環境		2	
子どもと言葉		2	
子どもと表現 A		1	
子どもと表現 B		1	
教育課程論・保育の計画と評価		2	
保育内容総論		1	
保育内容 環境		2	
保育内容 健康		2	
保育内容 言葉		2	
保育内容 人間関係		2	

- 1 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 2 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- 3 正当な理由がなく、出席常でない者
- 4 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

**第9章 学生寮及び保健館**

第46条 本短期大学学生のために学生寮及び保健館を付設する。学生寮及び保健館に関する規程は別にこれを定める。

**第10章 学生心得**

(学生心得)

第47条 学生は次に掲げる事項を守り、キリスト教主義に基づく本短期大学の建学の精神を体得するよう努めなければならない。

- 1 人格の本義を認め、信念を涵養し、知徳を錬磨し、人格の完成を期すること。
- 2 常に敬虔な態度をもって身を処し、人類の福祉に貢献すること。
- 3 自由自治の本願に立ち、本短期大学の学風の振興に努めること。
- 4 短期大学学則ならびに諸規則を守り、秩序と静粛を保つこと。
- 5 禁酒禁煙を守ること。

**附 則**

- 1 本学則は、2009年（平成21年）4月1日から施行する。
- 2 本学則は、2010年（平成22年）4月1日から改正施行する。
- 3 本学則の変更は、教授会の審議を経て、理事会の承認を必要とする。
- 4 第15条の別表に関しては、入学時の規定による。
- 5 本学則は、2011年（平成23年）4月1日から改正施行する。
- 6 本学則は、2012年（平成24年）4月1日から改正施行する。
- 7 本学則は、2013年（平成25年）4月1日から改正施行する。
- 8 本学則は、2015年（平成27年）4月1日から改正施行する。
- 9 本学則は、2016年（平成28年）4月1日から改正施行する。
- 10 本学則は、2017年（平成29年）4月1日から改正施行する。
- 11 本学則は、2018年（平成30年）4月1日から改正施行する。
- 12 本学則は、2019年（平成31年）4月1日から改正施行する。